

農林土木委託業務特記仕様書 (Ver. 190501)

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土本地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土本地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土本地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(Wiークリースタンス)

- 第4条** 本業務は、Wiークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどうちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 Wiークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 Wiークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(履行報告)

- 第5条** 受注者は、履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。

(電子納品)

第6条

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。
- 2 成果品は、紙媒体（黒金製本不要、A4チューブファイル綴じ）2部と「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】（平成21年11月）」（以下、「業務ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で2部（正副各1部）の計4部納品すること。「業務ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定すること。
なお、CADデータで電子納品される図面については、原図の納品は不要とする。
- 3 成果品の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。

(本業務の特記仕様事項)

- 第7条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

地すべり防止施設長寿命化計画委託 特記事項

第1条 適用

本仕様は、「地すべり防止施設長寿命化計画策定業務」（以下、「本業務」という）に適用する。

第2条 業務概要

本業務は、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年8月 農林水産省農村振興局）に基づき、徳島県内の地すべり防止施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするために個別施設計画（長寿命化計画）を策定する。

第3条 業務対象範囲

本業務の対象は、徳島県内に設置されている農林水産省農村振興局所管の地すべり防止施設の長寿命化計画を策定する。計画は地すべり防止区域毎に策定する。

第4条 準拠図書

- ①「徳島県農林土木設計業務共通仕様書」 平成23年5月 徳島県
- ②「インフラ長寿命化計画（行動計画）」 平成26年8月 農林水産省農村振興局
- ③「地すべり防止施設の機能保全の手引き～統合版～」 平成29年3月 農林水産省農村振興局農村環境課
- ④「地すべり防止施設の個別計画（長寿命化計画）策定の手引き」
平成29年3月 農林水産省 農村振興局農村環境課、農村振興局防災課

第5条 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

(1) 業務準備

業務実施計画書策定のために必要な、調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査を行う。

(2) 基本情報調査

(i) 資料調査

施設竣工時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し機能診断の基礎材料とする。

(ii) 現地確認

地すべりブロックにおける地すべり防止施設や周辺地盤の異状の有無・現状に関する情報を収集するとともに、必要に応じて住民からの聞き取り等を実施し、地すべり兆候について確認する。

また、台帳平面図及び排水路等の構造と現地を照合し、齶齶がある場合は台帳平面図、構造図（標準断面図）等の修正・追記を行う。

(3) 防止施設点検

各施設の点検は次の手順で実施するものとする。

(i) 簡易調査

簡易調査は、対象となる施設周辺の概略目視により施設の異常、経年変化（老朽化）、明らかな危険状態の把握を行うために実施する。

調査に当たっては、施設周辺も含め、用意に視認できる顕著な変状を把握する。その際、できるだけ写真を記録として残すものとする。

調査は安全管理上無理のない範囲で目視することを原則とし、現地にて発見できない施設や、目視できる範囲まで近づくことが困難な施設については、未発見や未到達の旨を点検票に記録を残す。

点検の結果は日常管理調査票（様式-2 準拠図書③）に整理する。

簡易調査の結果「異常あり」となった施設はその場で「概査」を行う。

※簡易調査においては様式2(1)のみの使用とし様式2(2)については作成不用とする。

(ii) 概査

簡易調査で「異常あり」となった施設を対象に、近接目視を主とした点検を行い、異常の状態とその分布（位置や箇所数）の把握を行う。

調査には概査調査票（様式-3 準拠図書③）を使用することとする。また、本調査において、

流量や水質などの詳細な計測を伴う項目は本業務の対象外とする。

※なお、簡易調査で「異常なし」と判断された施設については、簡易調査のみへの変更契約を行う場合があるので留意すること。

(4) 健全度判定

防止施設点検の結果をもとに調査結果を整理し、健全度判定を行う。

健全度評価の指標は、準拠図書③に準拠する。

(5) 地すべり防止施設長寿命化計画の作成

各地すべりブロックごとに、対策の優先度の検討を行い、対策が必要な施設について費用や工期の算出を行う。最終的に、区域全体として事業費の平準化について検討し長寿命化計画を策定する。

(i) 対策の優先度の検討

健全度判定結果により対策が必要と判断された施設に対しては、施設が果たしている機能・重要性や地すべりブロックの立地特性等を考慮し、対策の優先度について検討する。（優先度についてはブロック毎に検討）

(ii) 対策工法の検討及び施設の管理方法等の検討

施設の劣化や機能低下の状態を、目標とする管理水準以上に修復するための方策を検討する。そのために、劣化や機能低下の要因を踏まえ、施設の現状に見合った方法を選定する。検討に当たっては、施行規模、概算工期、概算工事費についても算出する。

また、地すべり防止区域における施設の管理方法について取りまとめる。管理方法は、点検結果や施設の状態や現地の状況を踏まえて整理する。

(iii) 対策時期の検討及び長寿命化計画の作成

対策時期の検討は、対策が必要な施設に対し、優先度を基に検討する。（i）～（ii）の作業をもと計画期間内で事業費の平準化について検討を行い、地すべり防止区域単位で長寿命化計画を作成する。

(6) 報告書作成

各作業項目の成果内容に基づき報告書を作成する。

第6条 貸与資料

本業務においては、業務の参考として必要な以下資料を貸与することとしている。

(1) 出来高設計書

(2) 地形図

(3) 地すべり防止区域台帳

(4) その他参考資料

なお、受注者は、業務完了時に貸与された資料については責任を持って返還しなければならない。

第7条 施設概要

今回長寿命化計画を策定する地区は、名東郡佐那河内村の「奥野々地区」、「府能東地区」及び「府能西地区」であり、施設は下記のとおりである。

	排(承) 水路工(m)	排水ボーリング 工(群)	集水井工 (基)	堰堤工 (基)	擁壁工 (m)	アンカー工 (群)
奥野々地区	1,352				70	
府能東地区	400	1				1
府能西地区	321	2				
計	2,073	19			70	1

第8条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 電子媒体（C D - R 若しくは D V D - R） 正副 2 部

(2) 紙媒体 2 部